

第6回 植物防疫検討会

検疫有害動植物及び輸入植物検疫措置の見直しについて

令和7年1月24日

消費・安全局 植物防疫課

農林水産省

目次

- I. 背景等
- II. 検疫有害動植物の見直し
- III. 施行規則別表 1 の 2 に掲げる対象地域及び対象植物の見直し
- IV. 施行規則別表 2 に掲げる対象地域及び対象植物の見直し
- V. 施行規則別表 2 の 2 に掲げる対象地域及び対象植物の見直し
- VI. 今後のスケジュール案

I . 背景等

植物防疫法における有害動植物及び検疫有害動植物

【植物防疫法の目的】（植物防疫法第1条）

この法律は、輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物の発生を予防し、これを駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて農業生産の安全及び助長を図ることを目的とする。

【有害動植物の定義】（植物防疫法第2条第2項及び第3項）

- この法律で「有害植物」とは、真菌、粘菌及び細菌並びに寄生植物及び草（その部分、種子及び果実を含む。）並びにウイルスであつて、直接又は間接に有用な植物を害するものをいう。
- この法律で「有害動物」とは、昆虫、だに等の節足動物、線虫その他の無脊椎動物又は脊椎動物であつて、有用な植物を害するものをいう。

【検疫有害動植物の定義】（植物防疫法第5条の2第1項）

「検疫有害動植物」とは、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動物又は有害植物であつて、次の各号のいずれかに該当するものとして農林水産省令で定めるものをいう。

- 一 国内に存在することが確認されていないもの
- 二 既に国内の一部に存在しており、かつ、この法律その他の法律の規定によりこれを駆除し、又はそのまん延を防止するための措置がとられているもの

植物検疫に関する国際ルール①

国際植物防疫条約

IPPC (International Plant Protection Convention)

植物や植物生産物の病害虫の国際間の移動を防止し、病害虫防除のための適切な措置をとるための手続きに関する国際的な取り決め。

「締約国は、本条第1項に定める措置（すなわち、植物検疫措置）を、当該措置が植物検疫上の考慮により必要とされ、かつ、**技術的に正当なもの**でない限り、自国の植物検疫法令に基づいてとってはならない。」（第7条2(a)）

「締約国は、植物検疫措置であって、**技術的に正当なもの**であり、関係を有する**有害動植物の危険度に合致**し、**利用し得る最も制限的でない措置**であり、並びに人、**商品及び運搬手段の国際的な移動に対する影響が最小**となるようなものに限り、制定することができる。」（第7条2(g)）

植物検疫に関する国際ルール②

植物検疫措置に関する国際基準

ISPM (International Standards for Phytosanitary Measures)

IPPC締約国が、条約に基づく適正な検疫措置を適用するためのガイドライン。

ISPM 2 「病害虫リスクアナリシス（Pest Risk Analysis : PRA）に関する枠組み」
PRAのフレームワーク

ISPM 11 「検疫有害動植物のための病害虫リスクアナリシス」
PRA実施のためのリスク評価のプロセスや管理措置の選択肢



PRAに関する国際基準に準拠し、科学的な根拠に基づき植物検疫措置を設定

植物検疫に関する国際ルール③

WTO (World Trade Organization) : 世界貿易機関
衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定)

(人、動物、植物のための) 検疫措置は、

- ① 科学的な根拠に基づいていなければならない。 (第2条第2項)
- ② 国際的な基準がある場合、それに基づいたものとしなければならない。 (第3条第1項)
- ③ 人、動物または植物を保護するために、必要な範囲で適用するべきである。 (第5条第6項)



不当な措置はWTOへ訴えられるおそれ

我が国の検疫有害動植物

検疫有害動植物（植物防疫法施行規則別表1）

- まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動植物

病害虫リスク分析（PRA）結果に基づき、原則、種の単位で規定
（現在1,022種）

暫定検疫有害動植物（農林水産省告示第542号）

- まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害動植物

PRAが未了の有害動植物として、科、属等の単位で規定

非検疫有害動植物（農林水産省告示第542号）

- まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害動植物から除かれる有害動植物

PRA結果に基づき、属又は種の単位で規定（現在537種及び5属）

地域及び植物を特定した植物検疫措置

施行規則別表 1 の 2 (対象病害虫14種)

- 輸入に当たって、輸出国において精密検定、栽培地検査等の植物検疫措置の実施が必要な地域、植物等、基準（対象病害虫と措置の内容）を規定
- 対象病害虫の「我が国に侵入・定着・まん延した場合の農業生産等への影響」は中程度と評価

植物防疫法第6条
(輸入の制限)

施行規則別表 2 (対象病害虫23種)

- 輸入に当たって、輸出国との二国間協議により、対象地域及び対象植物の組合せ毎に設定した殺虫殺菌処理、無発生地域等の設定等の植物検疫措置の実施が必要な地域、植物、備考（対象病害虫）を規定
- 二国間で特別な措置が合意されていない植物の輸入は禁止

植物防疫法第7条
(輸入の禁止)

施行規則別表 2 の 2 (対象病害虫41種)

- 輸入に当たって、輸出国において精密検定、栽培地検査等の植物検疫措置の実施が必要な地域、植物、基準（対象病害虫と措置の内容）を規定
- 対象病害虫の「我が国に侵入・定着・まん延した場合の農業生産等への影響」は高いと評価
- 基準を満たしていない植物の輸入は禁止

科学的知見に基づく検疫措置の見直し

- 過去のPRAにより植物検疫措置を決定した検疫有害動植物であっても、病害虫の発生地域や寄主/宿主植物は変化する場合がある。
- このため、国内外における病害虫の発生情報、病害虫の生態等に係る新たな知見等の情報を収集。
- 新たに得られた情報を分析し、リスクに応じた輸入検疫措置を講じるため、見直しを実施。

Ⅱ． 検疫有害動植物の見直し

非検疫有害動植物の判断手順

検討の対象となる有害動植物について、PRAを実施。



- 国内既発生であり、法律に位置付けた駆除、まん延防止の措置がとられていない
- 次のいずれかに該当する
 - ①国内未発生系統が存在する情報がない
 - ②国内未発生系統と既発生系統との間で経済的被害に明確な差異が生じるとの情報がない
 - ③発生国での経済的被害が報告されていない
- 国内未発生 of 病害虫のベクターとなるとの情報がない



これらを満たす有害動植物は、植物防疫法及びISPM 11で定める検疫有害動植物の要件を満たさないことから、検疫有害動植物には該当しないと判断。

● 非検疫有害植物に 4 種を追加

ウイルス（3種）

- Grapevine red globe virus（ブドウレッドグローブウイルス）
- Grapevine rupestris vein feathering virus（和名なし）
- *Grapevine Syrah virus 1*（和名なし）

ウィロイド（1種）

- *Hop stunt viroid*（ホップ矮（わい）化ウィロイド）

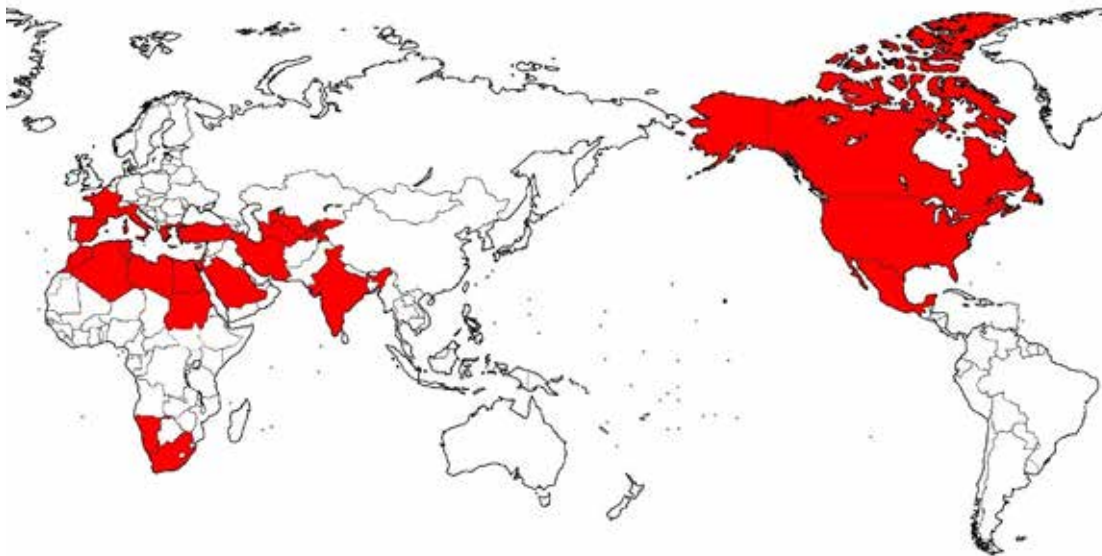
III. 施行規則別表 1 の 2 に掲げる 対象植物及び検疫措置の見直し

Circulifer tenellus (テンサイヨコバイ)

【対象植物（現行）】

だいこん、とうがらし、トマト、ほうれんそう、あかざ属植物、あぶらな属植物、ばら属植物、ひゆ属植物、ペチュニア属植物、みかん属植物等の生茎葉

【対象地域（現行）】



■ 対象地域



成虫

(出典：植物防疫所)

【症状・被害】

幼虫及び成虫が葉を吸汁加害し、細菌及びウイルスを媒介する。

【植物検疫措置】

輸出時に本種に特化した検査

Circulifer tenellus (テンサイヨコバイ)

【改正内容】

- ・ 対象植物（生茎葉）の追加

あさ...アメリカ合衆国（ニューメキシコ州）で確認（Creamer et al., 2024）

Broad bean true mosaic virus (ソラマメトウルーモザイクウイルス)

【対象植物（現行）】

そらまめの種子であって栽培の用に供するもの並びにえんどう及びそらまめの生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの

【対象地域（現行）】



そらまめ（左） えんどう（右）
（出典：植物防疫所）

【症状・被害】

葉に斑紋やモザイク症状、種子に斑点等が生じる。また、植物体の生育阻害等を引き起こす。

【植物検疫措置】

- ・栽培地検査
- ・精密検定（適切な血清学的診断法による検定）

Broad bean true mosaic virus

(ソラマメトウルーモザイクウイルス)

【改正内容】

- ・ 検疫措置の見直し

輸出国における精密検定の方法に、「遺伝子診断法」の選択肢を追加

＜改正の理由＞

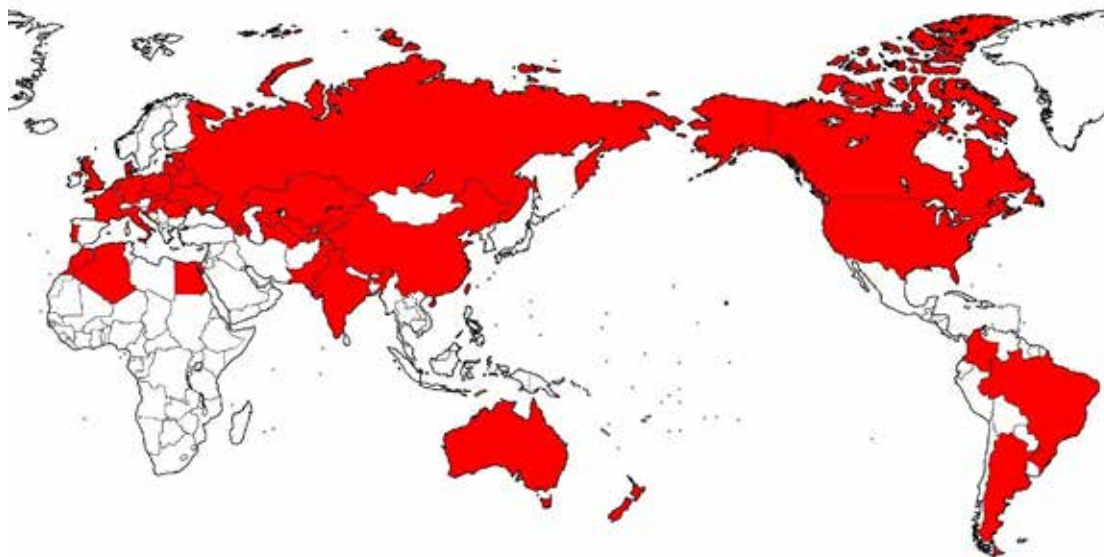
- ・ BBTMVの特異的プライマーを用いたRT-PCR法が開発され、BBTMVを特異的に検出できることが確認された（Nito *et al.*, 2024）。

Fusarium oxysporum f. sp. *pisi* (エンドウ萎ちょう病菌)

【対象植物（現行）】

えんどうの種子であって栽培の用に供するもの

【対象地域（現行）】



■ 対象地域



葉の黄化（左）、道管の変色（右）
(出典：植物防疫所)

【症状・被害】

葉の黄化、葉巻を起こし、
萎ちょう・枯死する。

【植物検疫措置】

栽培地検査

Fusarium oxysporum f. sp. *pisi* (エンドウ萎ちょう病菌)

【改正内容】

- ・ 対象植物（生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの）の追加

えんどう

＜改正の理由＞

- ・ リスク評価の見直しにより、これまで経路とされていなかった栽植用植物を経路に追加する必要があると判断したため。

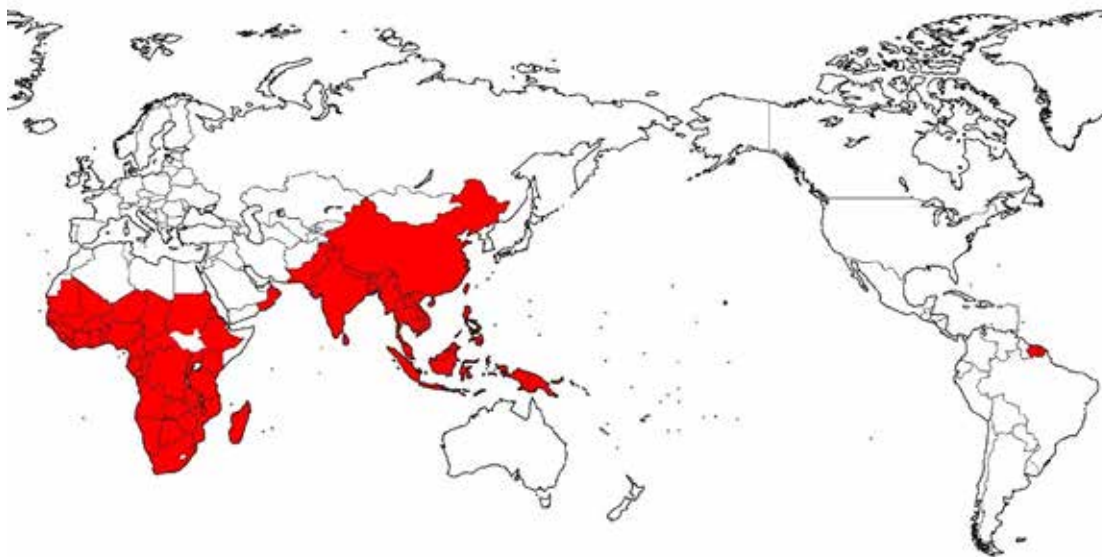
IV. 施行規則別表 2 に掲げる 対象地域及び対象植物の見直し

Bactrocera dorsalis species complex (ミカンコミバエ種群)

【対象植物（現行）】

かんきつ類、さくら属植物、なす属植物、
マンゴウ属植物等の生果実

【対象地域（現行）】



 対象地域



成虫

幼虫

(出典：植物防疫所)

【症状・被害】

幼虫が果実内部を加害することで、果実が腐敗・落果し、収量が低下する。

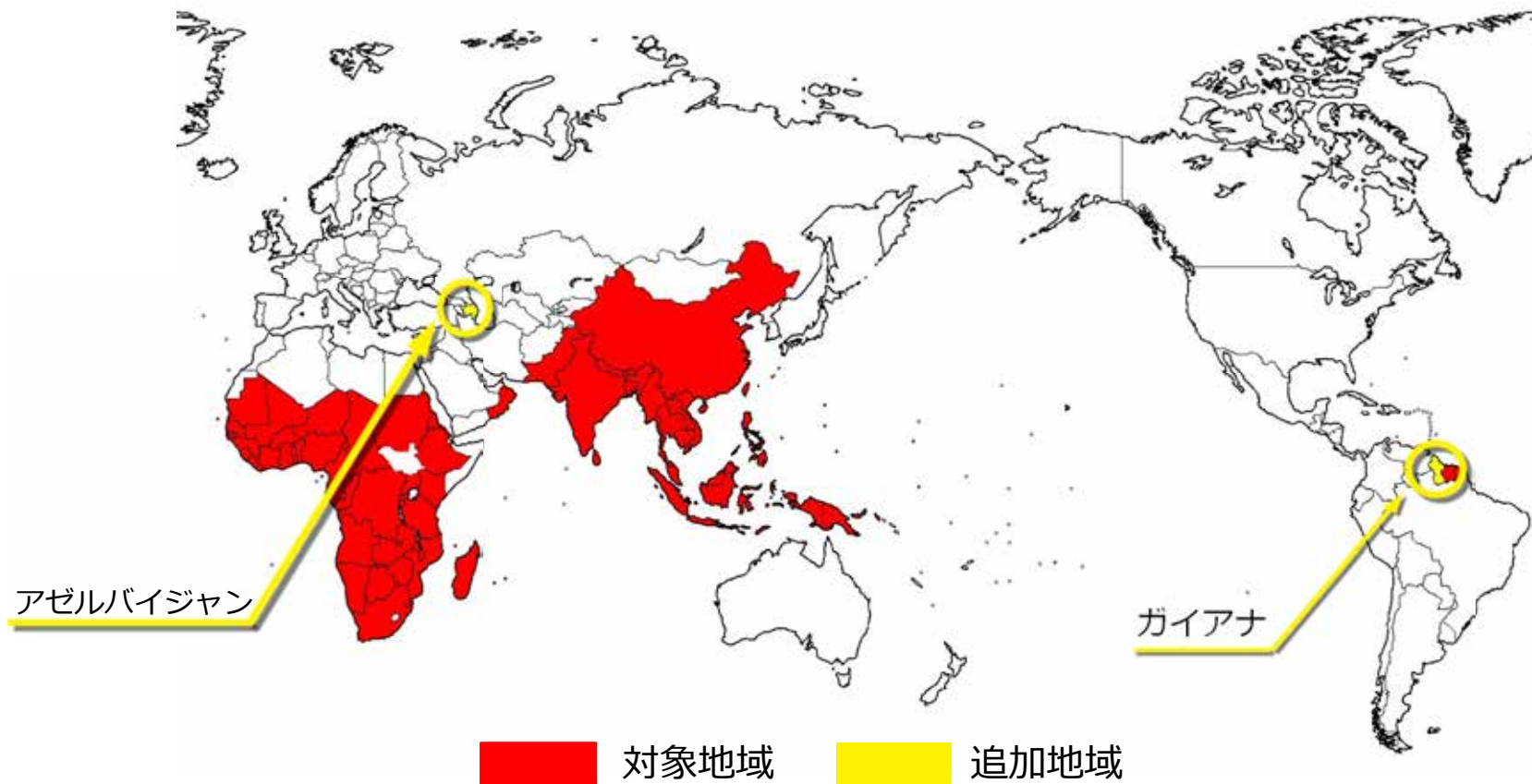
Bactrocera dorsalis species complex (ミカンコミバエ種群)

【改正内容】

- 対象地域の追加

アゼルバイジャン...植物防疫所の輸入検査（同国産バンジロウの生果実）で確認
(農林水産省植物防疫所, 2024)

ガイアナ...レセム地域で確認 (EPPO, 2024等)



Bactrocera cucurbitae (ウリミバエ)

【対象植物（現行）】

うり科植物の生茎葉及び生果実並びにいんげんまめ、とうがらし、トマト、なす、マンゴウ属植物等の生果実

【対象地域（現行）】



■ 対象地域



成虫（上）、幼虫（下）
（出典：植物防疫所）

【症状・被害】

幼虫が果実内部を加害することで、果実が腐敗・落果し、収量が低下する。

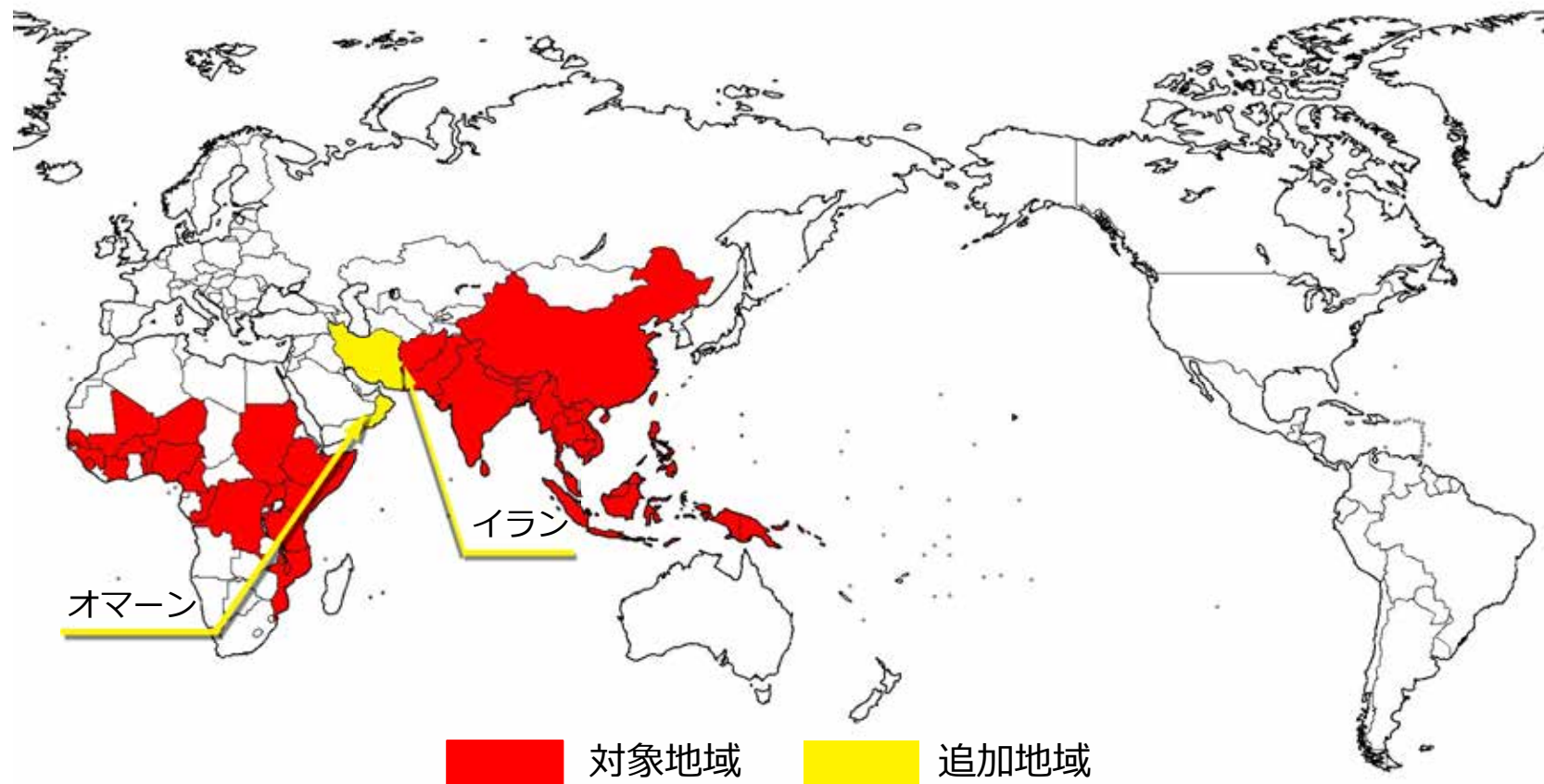
Bactrocera cucurbitae (ウリミバエ)

【改正内容】

- 対象地域の追加

イラン...植物防疫所の輸入検査（同国産ヤサイカラスウリの生果実）で確認
（農林水産省植物防疫所, 2024）

オマーン...ウリ類の生果実で確認（Al-Ansari, 2023等）



Erwinia amylovora (火傷病菌)

【対象植物（現行）】

なし属植物、りんご属植物等の生植物（種子を除き、生果実、花及び花粉を含む。）

【対象地域（現行）】



対象地域



せいようなし新梢の枝枯れ症状
(出典：植物防疫所)

【症状・被害】

感染樹は火にあぶられたような症状を示し、木全体が枯死する。

Erwinia amylovora (火傷病菌)

【改正内容】

・対象地域の追加

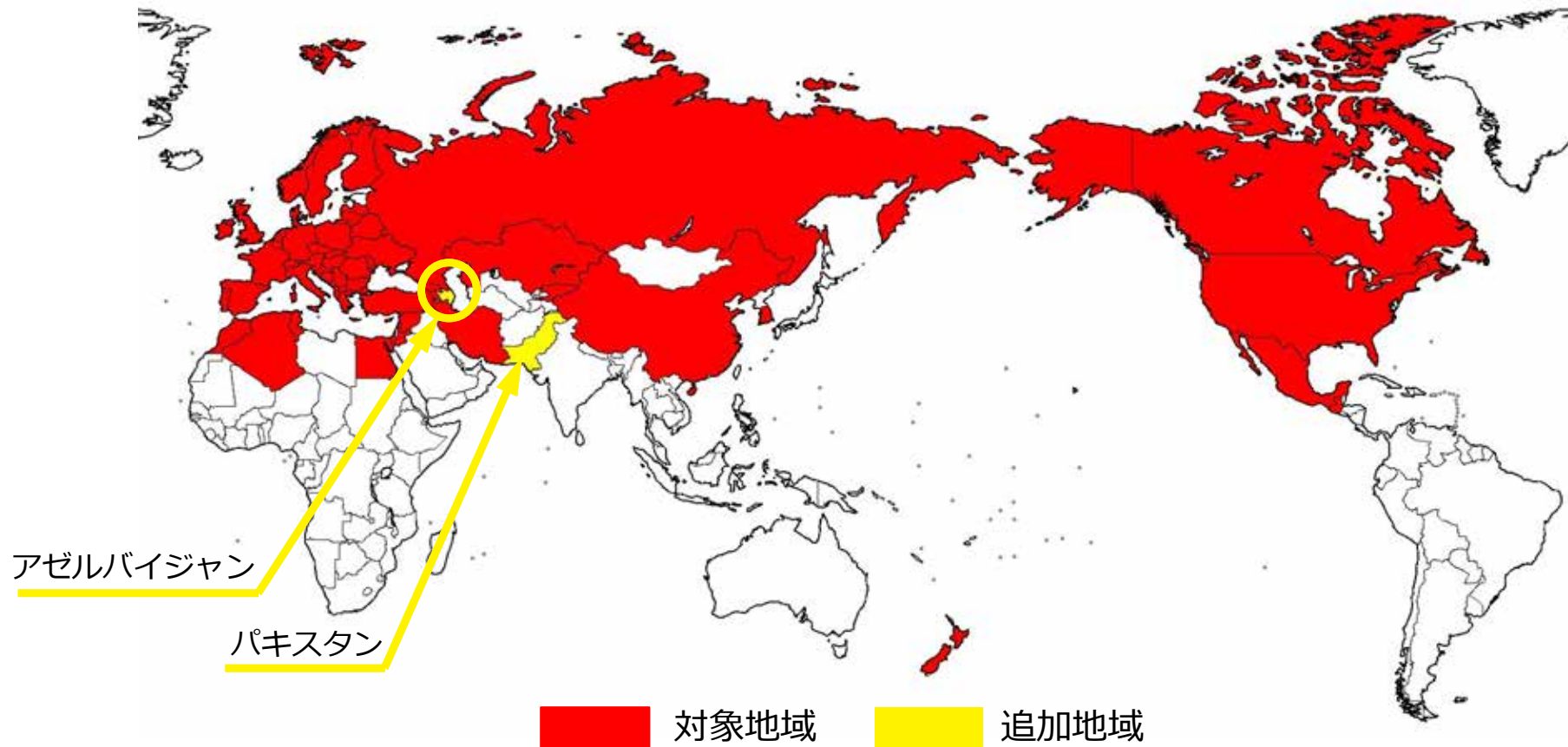
パキスタン

...びわで確認 (Mumtaz *et al.*, 2024)

アゼルバイジャン

...せいようなし及びりんごで確認

(Food Safety Agency of the Republic of Azerbaijan, 2023;
Guliyeva, 2024; Guliyeva and Ceferov, 2023)



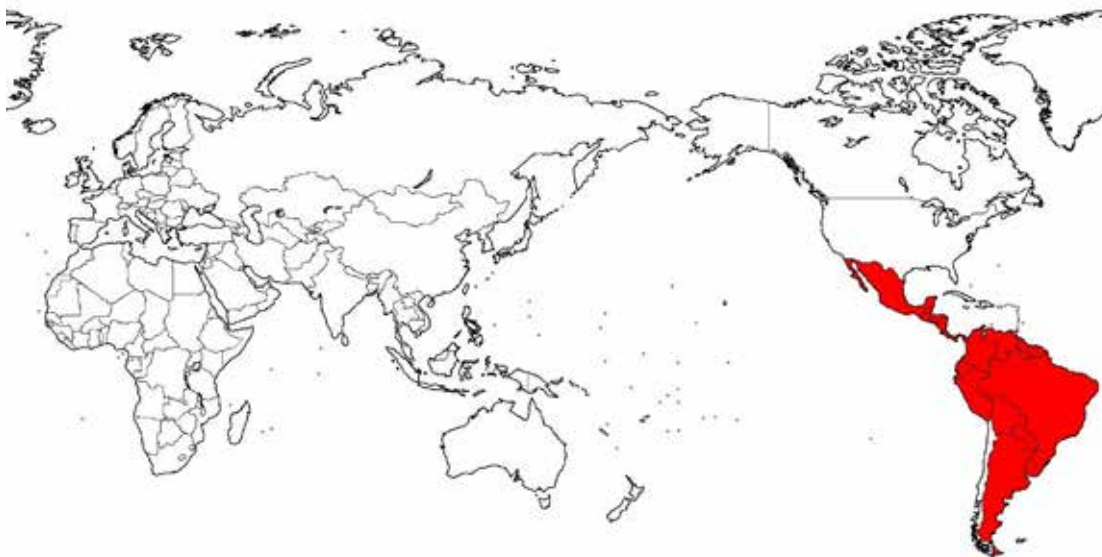
Anastrepha fraterculus

(ミナミアメリカミバエ)

【対象植物（現行）】

マンゴウ、ぶどう属植物、みかん属植物
(ライム及びレモンを除く。)等の生果実

【対象地域（現行）】



 対象地域



成虫
(出典：植物防疫所)

【症状・被害】

幼虫が果実内部を加害することで、果実が腐敗・落果し、収量が低下する。

Anastrepha fraterculus (ミナミアメリカミバエ)

【改正内容】

- ・対象植物の追加

対象植物から除かれているライム（タヒチライム及びメキシカンライム）のうち、タヒチライムの生果実...ブラジル（サンパウロ州）で確認
(Louzeiro, 2022)

V. 施行規則別表 2 の 2 に掲げる 対象地域及び対象植物の見直し

Aleurocanthus woglumi (ミカンクロトゲコナジラミ)

【対象植物（現行）】

なし属植物、ばら属植物、ぶどう属植物、みかん属植物等の生植物（種子、果実及び地下部を除く。）であって栽培の用に供するもの

【対象地域（現行）】



■ 対象地域



蛹殻

（出典：植物防疫所）

【症状・被害】

幼虫及び成虫が、葉の篩管部を吸汁加害する。幼虫が分泌する蜜状物質によりすす病を生じ、果実の減産等の被害が生じる。

【植物検疫措置】

栽培地検査

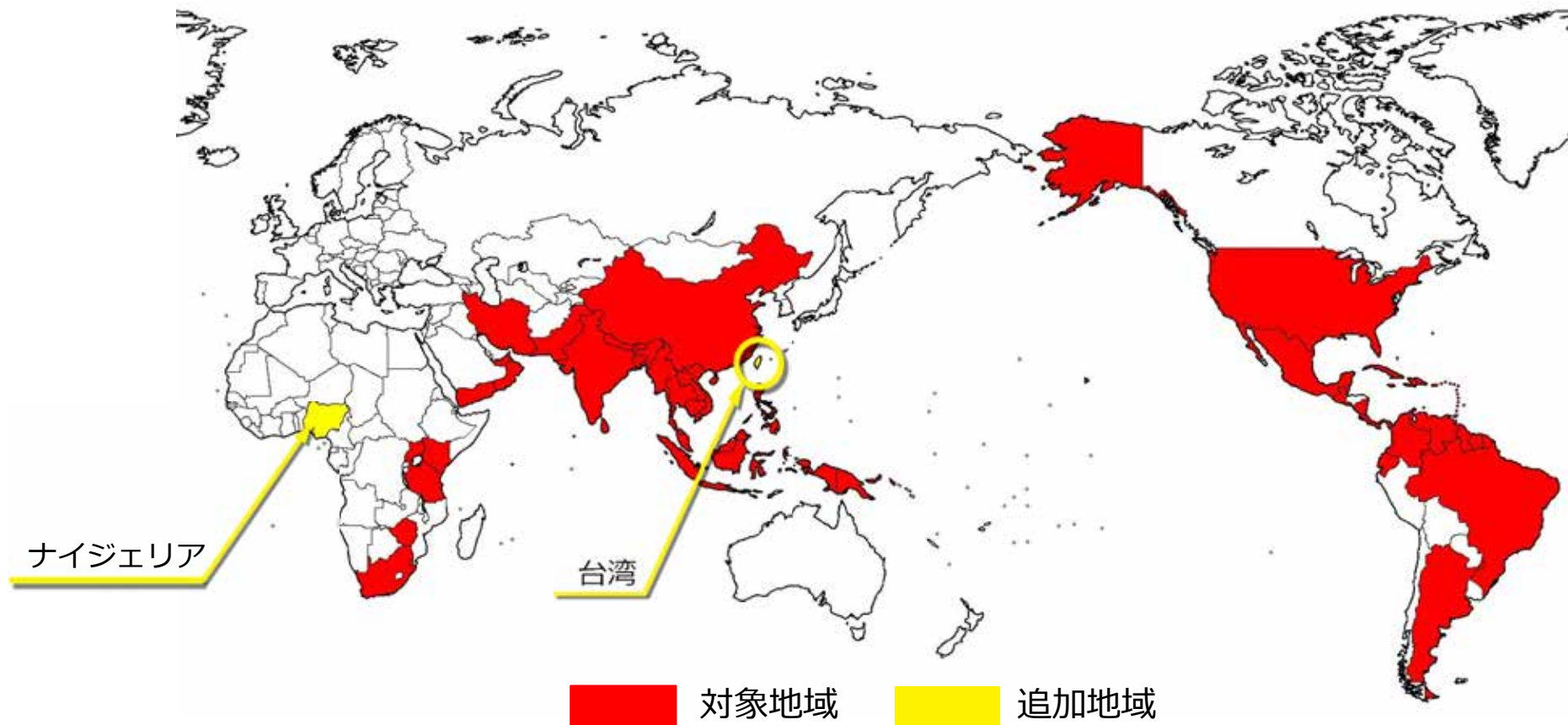
Aleurocanthus woglumi (ミカンクロトゲコナジラミ)

【改正内容】

- 対象地域を追加

台湾...台北市、高雄市、南投県、新北市（三峡）で採集された標本の記録で確認
(Dubey and Ko, 2012)

ナイジェリア...南西部で確認 (Oyelade and Ayansola, 2015)

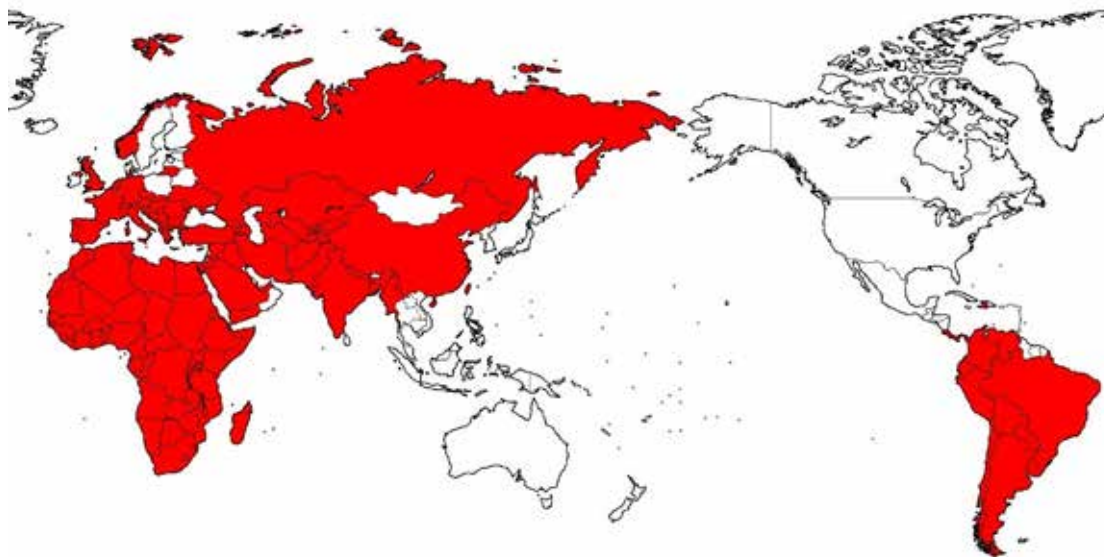


Tuta absoluta (トマトキバガ)

【対象植物（現行）】

いんげんまめ、しまほおずき、たばこ、とうがらし、トマト、くこ属植物、なす属植物等の生茎葉並びにしまほおずき及びトマトの生果実

【対象地域（現行）】



■ 対象地域



幼虫



成虫



トマト果実の被害痕



トマト葉の被害痕

(出典：植物防疫所)

【症状・被害】

幼虫が茎葉、果実等に内部寄生又は外部寄生する。また、生長点を加害し、植物の生長を阻害する。

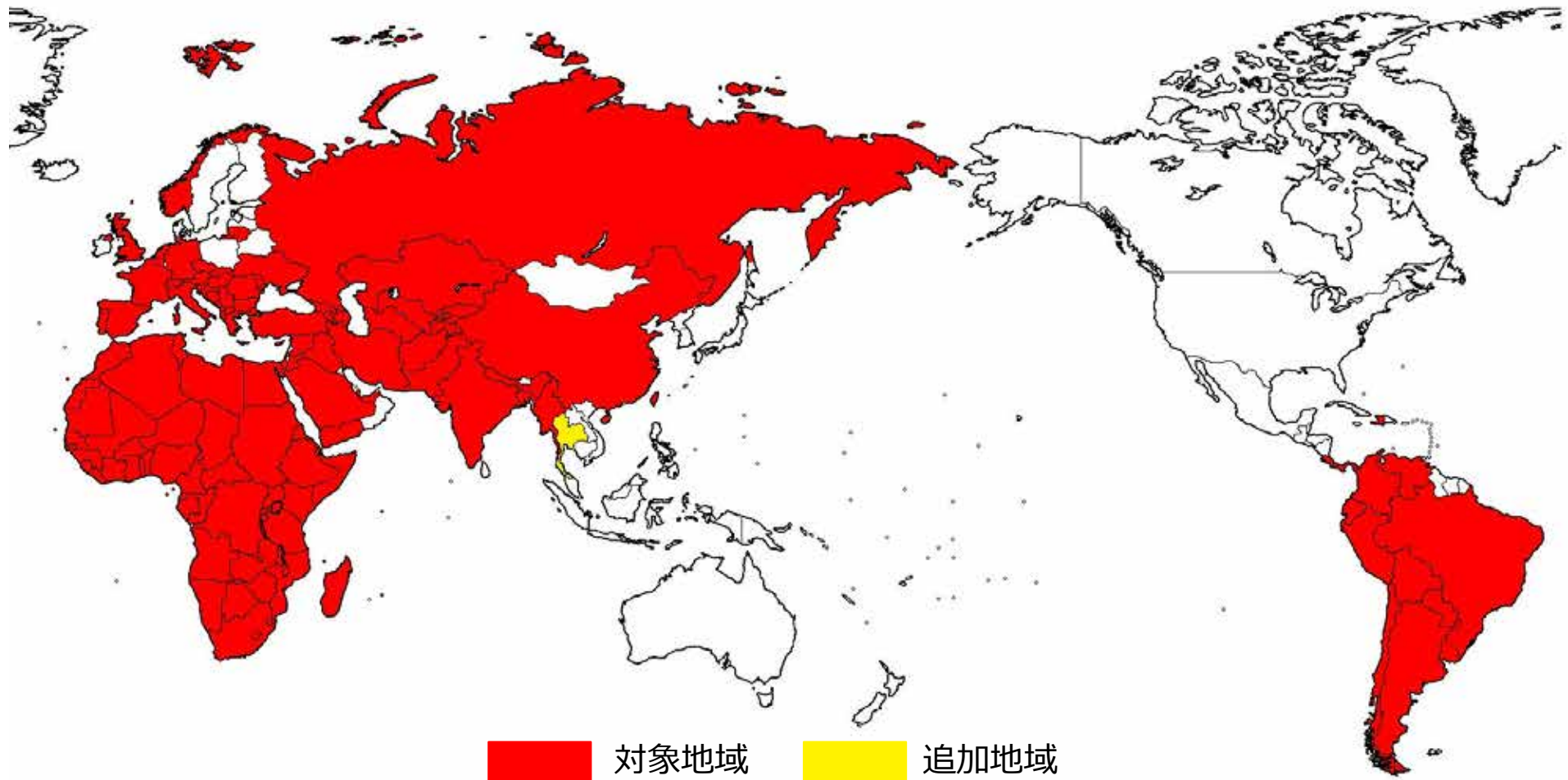
【植物検疫措置】

栽培地検査

Tuta absoluta (トマトキバガ)

【改正内容】

- 対象地域の追加
タイ...チェンマイ県等（8県）で確認（IPPC, 2024）



Radopholus similis (バナナネモグリセンチュウ)

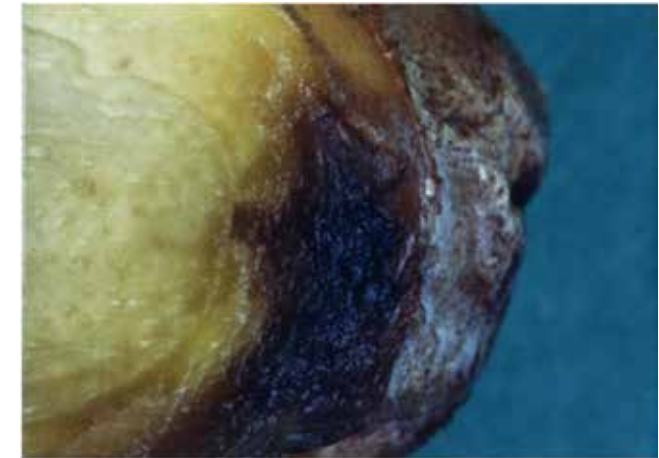
【対象植物】

さといも、しょうが、フィロデンドロン属植物、ブセファランドラ属植物等の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの並びにアヌビアス属植物及びアンスリウム属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの

【対象地域（現行）】



■ 対象地域



しょうが根茎の症状
(出典：植物防疫所)

【症状・被害】

根等の組織内に寄生して加害し、養水分吸収を妨げ、生長を阻害し、地上部の生育不良や立ち枯れ等の被害が生じる。

【植物検疫措置】

栽培地検査

Radopholus similis

(バナナネモグリセンチュウ)

【改正内容】

- ・ 対象植物（生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの）の追加

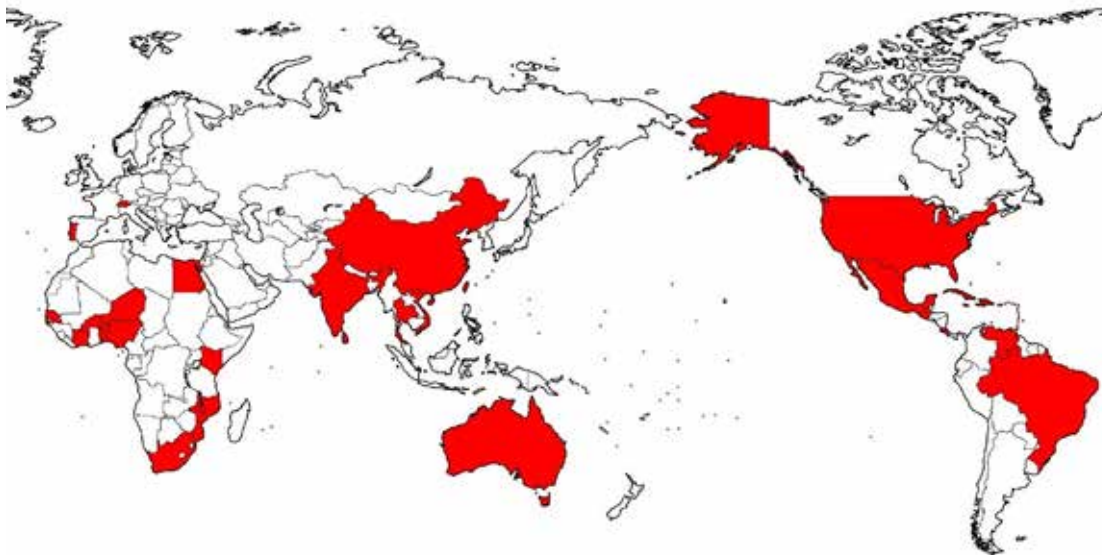
テーブルやし属...アメリカ合衆国（フロリダ州）で確認
(Van Weerd et al., 1959等)

Meloidogyne enterolobii

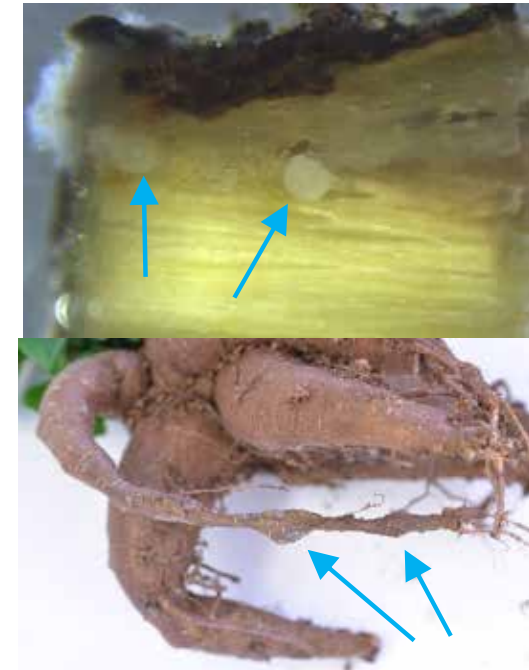
【対象植物（現行）】

がじゅまる、きゅうり、ささげ、しょうが、すいか、だいず、とうがらし、トマト、なす、にんじん、ヒロセレウス属植物等の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの

【対象地域（現行）】



対象地域



上：雌成虫

下：がじゅまるの被害根（根こぶ）

（出典：植物防疫所）

【症状・被害】

根等の内部に寄生して周辺組織にこぶを形成する。養水分の吸収を阻害し、萎れ等の症状を引き起こす。

【植物検疫措置】

栽培地検査

Meloidogyne enterolobii

【改正内容】

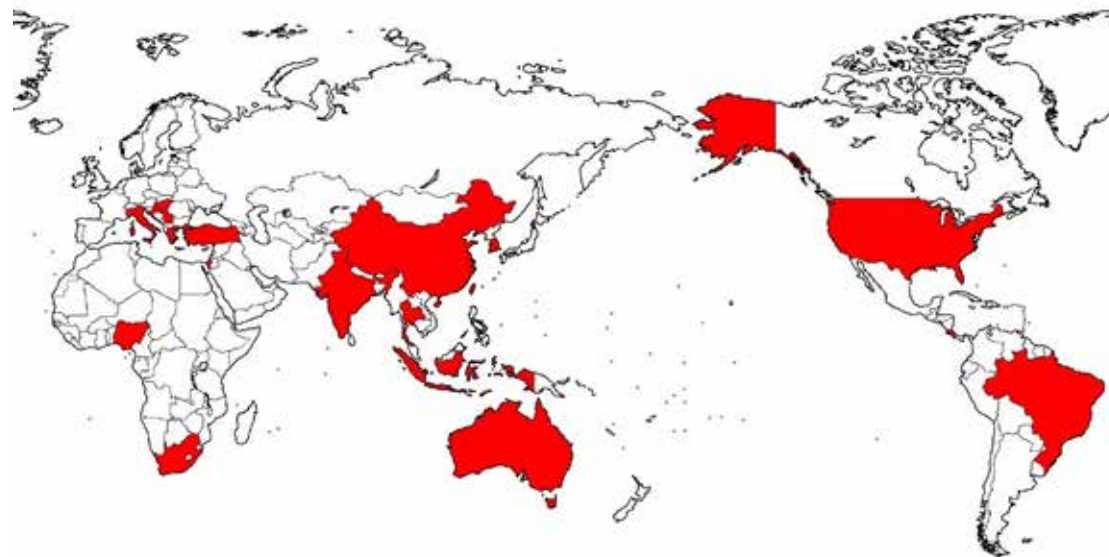
- ・ 対象植物（生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの）の追加
オオバコエンドロ…ブラジル（パラ州）で確認（Muniz et al., 2024）
くだものどけい…中国（玉林市）で確認（Lu et al., 2024）
コエンドロ…中国（西安市）で確認（Pan et al., 2024）

Acidovorax avenae subsp. *citrulli* (スイカ果実汚斑細菌病菌)

【対象植物（現行）】

きゅうり、すいか、せいようかぼちゃ、にほんかぼちゃ、せいようかぼちゃ及びにほんかぼちゃの交雑種、にがうり等の生植物（果実を除き、種子を含む。）であって栽培の用に供するもの

【対象地域（現行）】



■ 対象地域



左：すいか果実の症状 右：すいか葉の症状
(出典：植物防疫所)

【症状・被害】

すいかの葉では、葉縁から暗緑色、水浸状の病斑が形成され、後に褐色病斑となって拡大する。果実では、表面に暗緑色等の斑点及び水浸状斑を生じ、商品価値を失う。

【植物検疫措置】

栽培地検査又は精密検定

Acidovorax avenae subsp. *citrulli* (スイカ果実汚斑細菌病菌)

【改正内容】

- ・ 分類の整理に伴う学名の変更

Acidovorax avenae subsp. *citrulli* から *Acidovorax citrulli*

- ・ 対象地域追加

マレーシア

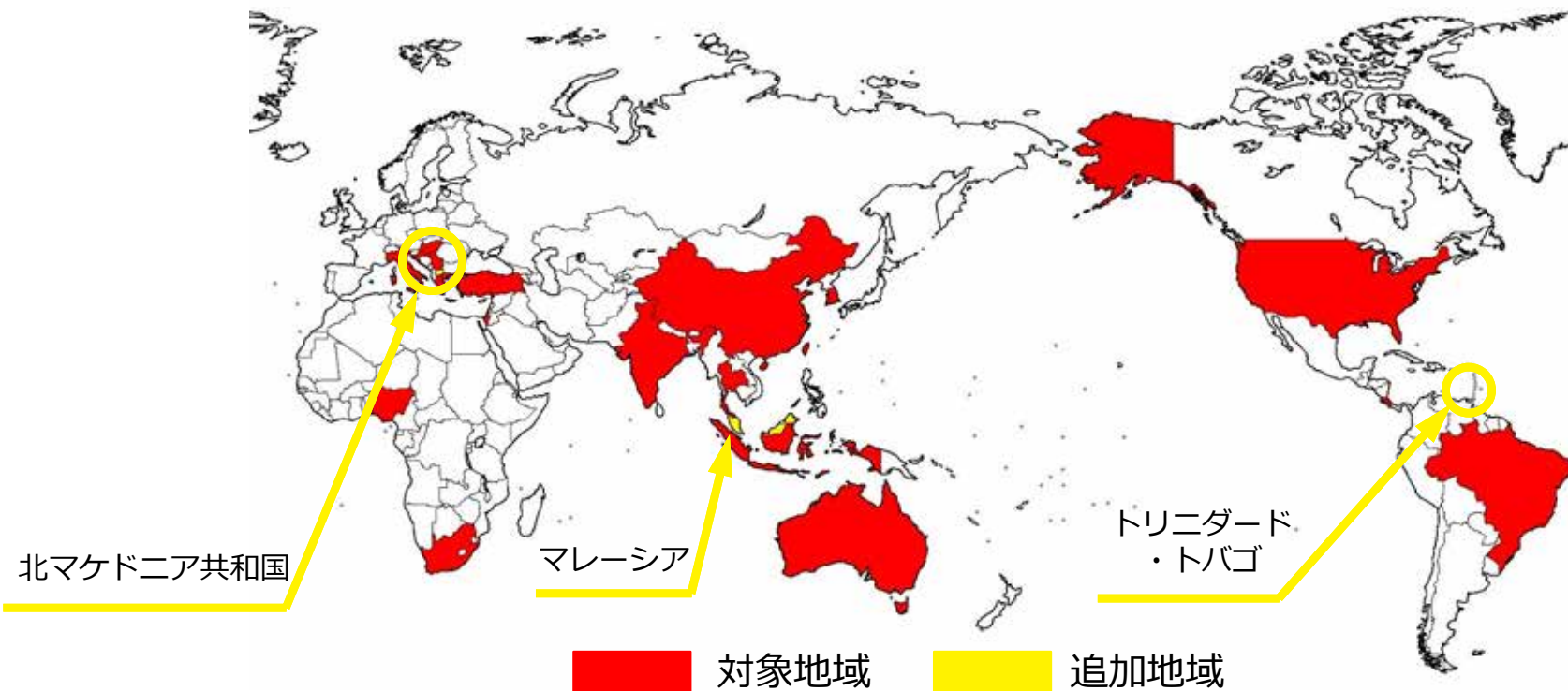
... 植物防疫所の輸入検査（同国産せいようかぼちゃ種子）で確認
すいかで確認（Feng et al., 2009等）

北マケドニア共和国

... すいかで確認（Arsov and Mitrev, 2024等）

トリニダード・トバゴ

... すいかで確認（Government of Trinidad and Tobago, 2012等）

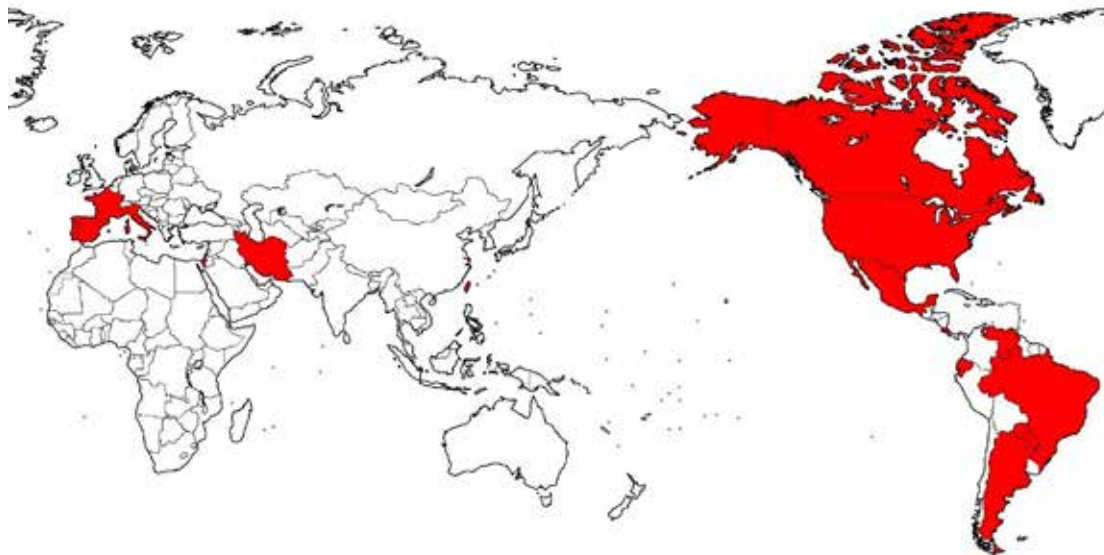


Xylella fastidiosa

【対象植物（現行）】

オリーブ属植物、かえで属植物、きいちご属植物、こなら属植物、さくら属植物、すのき（こけもも）属植物、ぶどう属植物、みかん属植物等の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの

【対象地域（現行）】



■ 対象地域



オリーブの枝枯れ症状（左）、
ブドウのピアス氏病（右）

（出典：EPPO GlobalDataBase (2024)

Xylella fastidiosa [<https://gd.eppo.int/>]

【症状・被害】

感染植物の道管内等で増殖し詰まらせることで、養水分の移動を妨げ、数年で枯死させる。

【植物検疫措置】

精密検定

Xylella fastidiosa

【改正内容】

- ・対象植物（生植物（種子及び果実を除く）であって栽培の用に供するもの）の追加及び削除（EFSA, 2023）

[追加]

クリノポディウム・ネペタ、ときわさんざし、メンタ・スアウェオレンス、ヨーロッパぐり、いらくさ属植物（ウルチカ・ディオイカ亜種グラシリス等）、しのぶのき属植物（グレヴィレア・ロスマリニフォリア等）、みずき属植物（コルヌス・サングイネア等）

[削除（属に変更）]

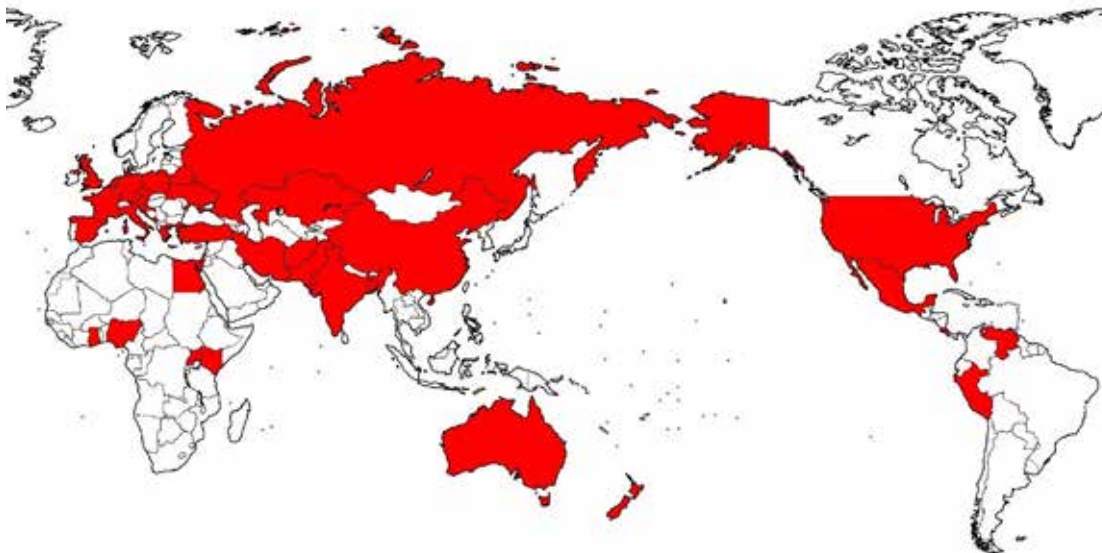
あめりかやまぼうし	は	「みずき属植物」	
グレヴィレア・ユニペリナ	は	「しのぶのき属植物」	
ひめいらくさ	は	「いらくさ属植物」	へそれぞれ変更

Potato spindle tuber viroid (ジャガイモやせいもウィロイド)

【対象植物（現行）】

とうがらし、トマト、はりなすび、ばれいしょ、ペチュニア属植物等の種子であって栽培の用に供するもの並びにとうがらし、トマト、ばれいしょ、ダリア属植物、ペチュニア属植物等の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供し得るもの

【対象地域（現行）】



対象地域



トマトの生育不良（右）
（出典：植物防疫所）

【症状・被害】

バレイショでは茎葉にわい化、塊茎の亀裂等、トマトでは株の萎縮等の症状を引き起こす。

【植物検疫措置】

精密検定

Potato spindle tuber viroid (ジャガイモやせいもウィロイド)

【改正内容】

- ・対象植物（生植物（種子及び果実を除く）であって栽培の用に供し得るもの）の追加

くこ属 植物 ... 中国で確認 (Fan *et al.*, 2023)

Tomato chlorotic dwarf viroid

(トマト退緑萎縮ウィロイド)

【対象植物（現行）】

トマト、なす及びペチュニア属植物の種子であって栽培の用に供するもの並びにトマト、なす、バーベナ属植物、ペチュニア属植物等の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供し得るもの

【対象地域（現行）】



トマトの症状
(出典：植物防疫所)

【症状・被害】

トマトに感染すると上位葉の退緑、植物体全体の萎縮症状、生果実の着色不良などの症状を示す。

【植物検疫措置】

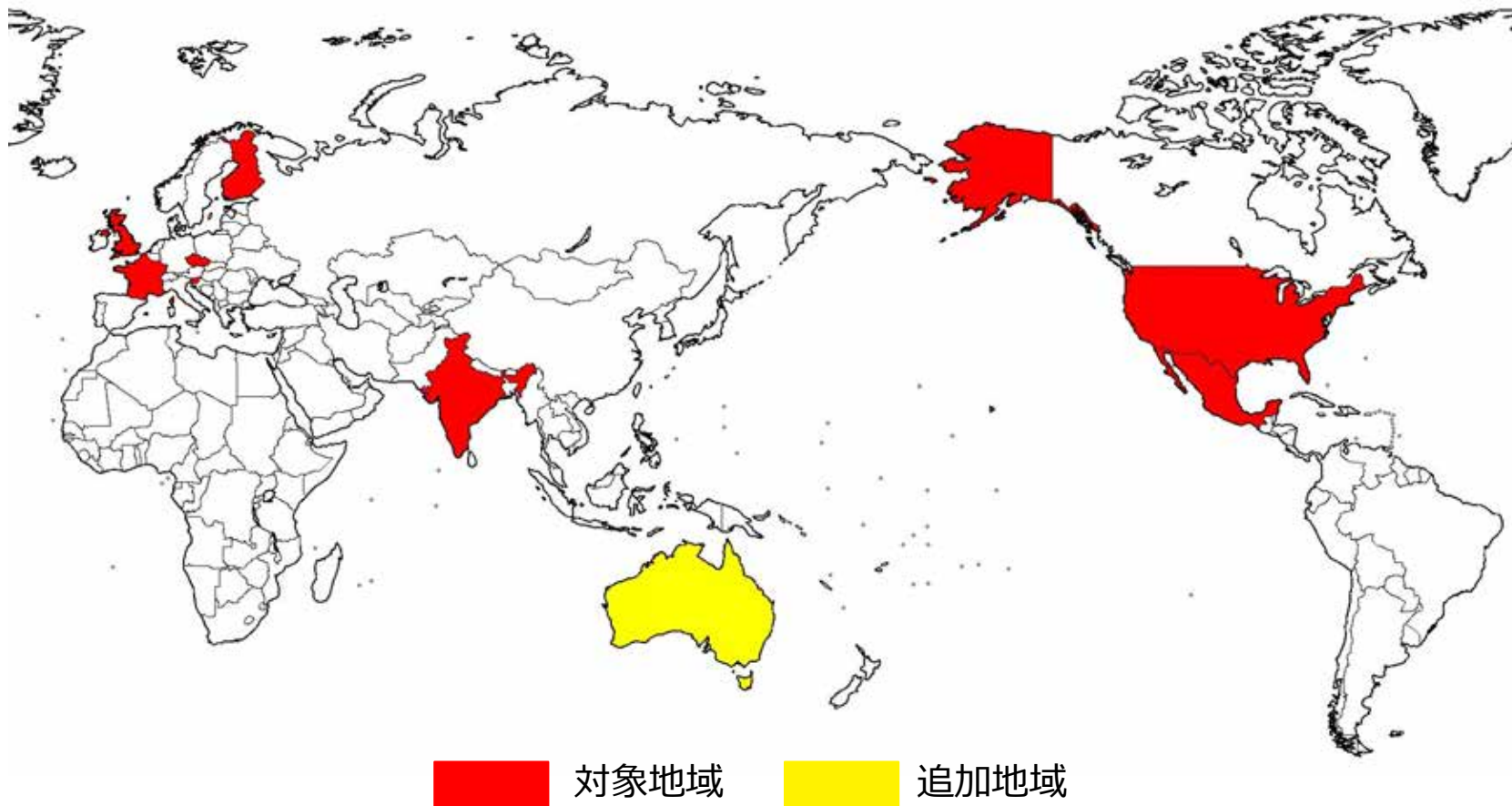
精密検定

Tomato chlorotic dwarf viroid

(トマト退緑萎縮ウィロイド)

【改正内容】

- 対象地域の追加
オーストラリア (BICON, 2024)



Curtobacterium flaccumfaciens *pv. flaccumfaciens*

(インゲンマメ萎ちょう細菌病菌)

【対象植物（現行）】

いんげんまめ、ささげ及びだいずの種子であって栽培の用に供するもの

【対象地域（現行）】



■ 対象地域



いんげんまめの萎ちょう症状
(出典：植物防疫所)

【症状・被害】

感染植物は萎ちょうや退色症状を示し、やがて乾燥し収量が減少する。幼植物が発病すると生育不良となり枯死する。

【植物検疫措置】

栽培地検査

Curtobacterium flaccumfaciens

pv. flaccumfaciens（インゲンマメ萎ちょう細菌病菌）

【改正内容】

・対象植物の追加

▶生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの

そらまめ、らいまめ

... イランで確認（Osdaghi *et al.*, 2015等）

ゾルニア・グラブラ

... コロンビアで確認（Torres *et al.*, 1982等）

ひまわり

... ロシアで確認（Pilik *et al.*, 2023）

りよくとう

... オーストラリアで確認（Vaghefi *et al.*, 2021）

いんげんまめ、ささげ、だいず...リスク評価の見直しにより、栽培用植物を経路に追加する必要があると判断。

▶種子であって栽培の用に供するもの

りよくとう

... オーストラリア及び米国で確認

（Wood and Easdown, 1990; Tripepi and George, 1991）

Tomato brown rugose fruit virus

【対象植物（現行）】

いぬほおずき、とうがらし及びトマトの種子であって栽培の用に供するもの並びにいぬほおずき、トマト、とうがらし属植物等の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの

【対象地域（現行）】



トマトの症状
(出典：植物防疫所)

【症状・被害】

葉に黄化やモザイク症状、果実は奇形となり商品価値を低下させる。

【植物検疫措置】

精密検定

Tomato brown rugose fruit virus

【改正内容】

- ・対象植物（生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの）の追加

せいようひるがお、ポリカルポン・テトラフィルム

... イタリアで確認（Cultrona *et al.*, 2024）

（参考情報）

新たに発生が確認された国

（既に全ての地域を対象に輸出国での精密検定を要求済み）

インド、アイルランド、スロバキア、フィンランド、リトアニア、モロッコ、アルゼンチン、オーストラリア（EPPO, 2024; IPPC, 2024等）

Tomato leaf curl New Delhi virus

【対象植物（現行）】

きゅうり、ささげ、すいか、だいず、トマト、なす、にほんかぼちゃ、にんじん、パパイア、ばれいしょ、メロン、ゆうがお、とうがらし属植物等の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供し得るもの

【対象地域（現行）】



ペポかぼちゃの症状、きゅうりの症状（右下）
（提供元：近畿大学 小枝博士）

【症状・被害】

モザイク症状、葉巻、葉脈の膨張、植物体の萎縮が引き起こされる。

【植物検疫措置】

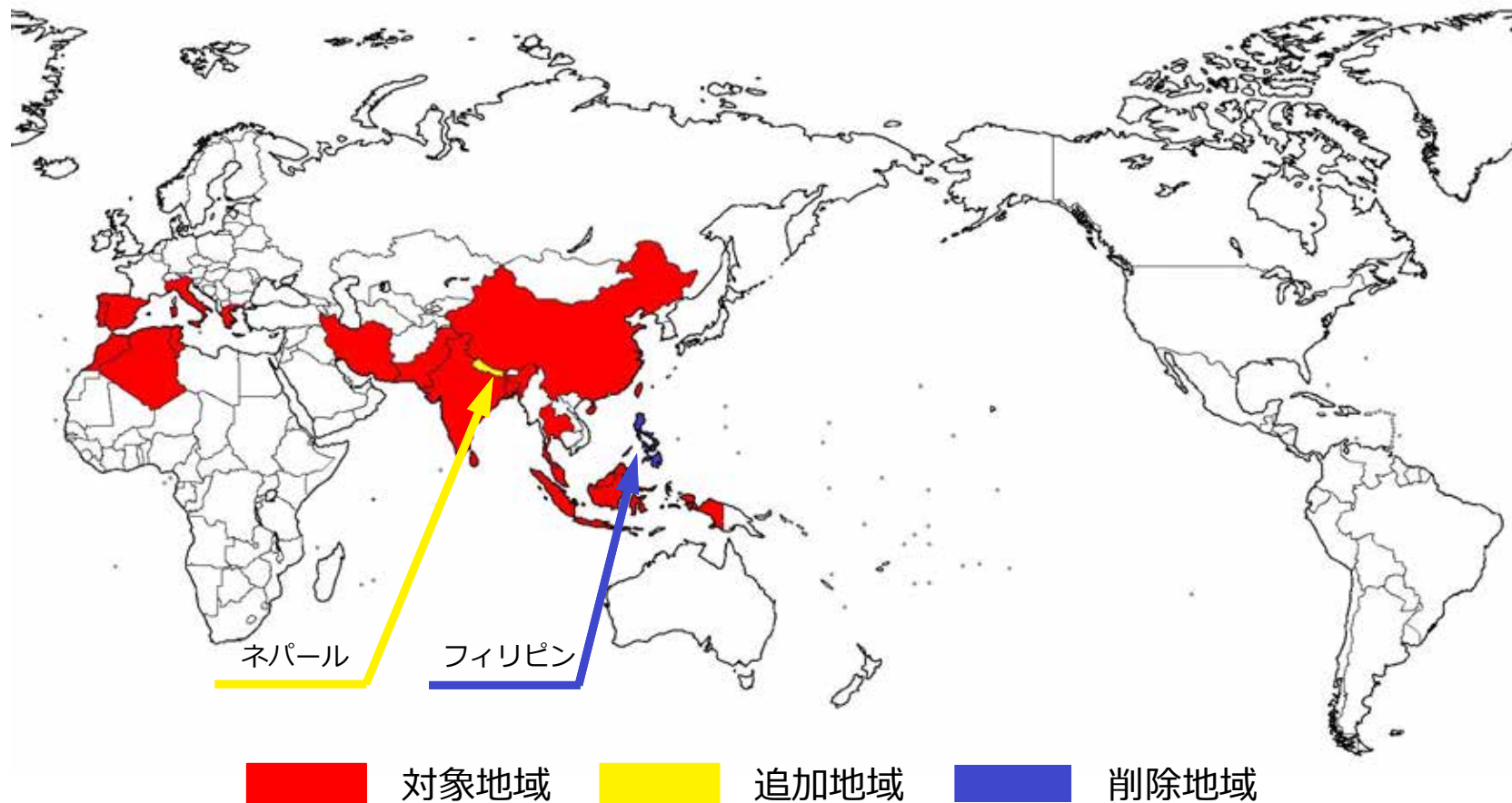
精密検定

Tomato leaf curl New Delhi virus

【改正内容】

- 対象地域の変更
追加：ネパール... トマトで確認 (Khadka *et al.*, 2023)

削除：フィリピン



Tomato leaf curl New Delhi virus

フィリピンを削除する根拠

- ▶ 2024年7月に同国のNPPOによってToLCNDVの公式な発生報告はない旨が通知された。
- ▶ 同国にToLCNDVが存在する根拠とされていた文献を精査したところ、フィリピンでは発生していないことが確認された。
- ▶ その他、同国においてToLCNDVが新たに発生したとの情報はない。

VI. 今後のスケジュール案

令和 7 年

1 月 植物防疫検討会開催

3 月 パブリックコメント募集（コメント期間30 日間）
SPS 通報（コメント期間60 日間）

6 月 改正規則及び告示の官報公示
（告示は公布の翌日施行）

12月 改正規則の施行
（ただし、対象地域の削除に係る規則の一部は
公布の翌日施行）